

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例の概要について

1 目的

虐待から子どもを守るため基本理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、子どもへの虐待の防止及び権利擁護に関し、施策の基本となる事項を定めることにより当該施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

2 基本理念

- (1) 虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決してこれを行ってはならず、また、許してはならない。
- (2) 子どもを虐待から守るにあたっては、子どもの生命を守ることを最優先とするとともに、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。
- (3) 虐待は、社会的要因、経済的要因その他様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て中の家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

3 条例案の特色

(1) 相談を通告とみなす対応

児童相談所は、子ども、家族、親族、近隣住民等の一般的な相談であっても、虐待が潜在している可能性を広く捉え、直ちに内容を調査し速やかに安全確認措置を実施

(2) 健診未受診児への対応

乳幼児健診の未受診が続くなど安全確認ができない場合、市町村は児童相談所に技術的援助等を求める。

それでも安全確認ができない場合、児童相談所に児童虐待の防止等に関する法律に基づく通知を行う。

(3) 要保護児童対策地域協議会の役割を明確化

学校、保育所、市町村及び児童相談所は、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）において、理由不明の欠席が続くなど養育状況の変化等の共有を徹底

(4) アセスメントシートの必須化

虐待通告を受けた子ども及び保護者の心身の状況や養育環境等について、児童相談所は必ずアセスメントシートを作成し緊急度及び重症度を判断

要対協で協議される全ての虐待事案（虐待が疑われるものを含む）についても、児童相談所が緊急度及び重症度を判断

(5) 関係機関との虐待に関する情報の共有

児童相談所、市町村及び関係機関など要対協を構成する機関の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならないが、虐待に関する各機関との情報の共有及び連携を妨げるものではない。

(6) 児童相談所業務の第三者評価

児童相談所が行う子どもの保護や処遇について第三者評価を実施

4 その他の主な内容

(1) 保護者の責務（体罰の禁止・親権濫用の禁止）

- 保護者は、しつけに際して体罰その他子どもの尊厳を傷つけるすべての行為を行ってはならない。
- 保護者は、親権の行使に当たっては子どもの最善の利益を尊重するものとし、これを濫用してはならない。

(2) 虐待の未然防止

- 県は、市町村が実施する母子保健及び子育て支援に関する施策（助産、母子保護、保育、ショートステイ、養育支援訪問事業など）について必要な支援を行う。
- 県は、予期しない妊娠に至らないための普及啓発を行うとともに育児が困難と予想される妊婦又は健診未受診の妊婦の把握及び必要な支援を行う。

(3) 虐待を受けた子ども及び保護者への支援等

① 虐待を受けた子どもへの援助

- 県は、虐待を受けた子どもが心身を回復し、再び虐待を受けることなく、家庭において養育されるよう必要な措置を講じる。
- 県は、子どもの保護及び援助を行うに当たって、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を尊重するための取組を行う。

② 虐待を行った保護者への支援

- 児童相談所は、市町村等と連携し、虐待を行った保護者の心身の状況や家庭が抱える問題の把握に努め、虐待を再び起こさないために必要な指導及び支援を行う。
- 児童相談所は、虐待を行った保護者について、児童虐待の再発防止のため、医学的・心理学的知見に基づく指導を行う。

(4) 社会的養護の充実

- 県は、里親等委託の推進と児童養護施設等の充実を図るとともに、里親家庭又は施設で暮らす子どもたちの社会的自立を支援する。